

省令の主な制定内容等及び新ガイドラインについて

1) 省令の主な制定内容等

1. 広告禁止事項

- 客観的事実であることを証明できない内容の広告の削除（新ガイドラインP 8）
- 体験談、患者等を誤認させるおそれがある治療等の術前術後の表示を追加（新ガイドラインP 8）

2. 広告可能事項が限定されないウェブサイト等の要件

- 広告可能事項が限定されないウェブサイト等の要件として、三つの要件を規定（新ガイドラインP 10）

3. その他

- 改正法（省令、告示及び新ガイドラインを含む。）の施行は平成 30 年 6 月 1 日とする。
- D P C（※1）で医療機関がウェブサイトで公表を求められるデータ及び医療機関が J C I（※2）の認定を受けている旨については、広告可能事項となるよう告示を改正する。

※1 急性期入院医療を対象とする診断群分類に基づく 1 日あたり包括払い制度。

※2 Joint Commission International。国際的な医療施設評価認証機関。

2) 新ガイドラインについて

1. ガイドラインの制定方針

- 医療広告ガイドラインをベースに医療機関ホームページガイドライン(以下「HPGL」という。)の内容及び法改正に伴う内容を取り込む。(=新たな規制対象に係る内容を丸々別に立てるとはしない。)
- 法改正に伴い根拠となる条項が移動したことから、掲載順は根拠となる法律の条項の順に規定する。
- 現行の医療広告ガイドライン及び HPGL を廃止し、新たに「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針(医療広告ガイドライン)」(本検討会資料では新ガイドラインと表現)を制定する。

2. 第1 広告規制の趣旨

- 法改正の趣旨を追加(新ガイドラインP1)

3. 第2 広告規制の対象範囲 (=改正後の法第6条の5第1項関係)

- 法改正に伴い広告の要件のうち、認知性要件の削除(新ガイドラインP2)
- ステルスマーケティングが広告に該当する旨の追加(新ガイドラインP3)
- 法改正により認知性要件が削除されたことに伴い、患者等からの申し出に応じて送付するパンフレットやEメールについて、広告とは見なされないものの具体例から削除(新ガイドラインP5)
- バナー広告のリンク先のホームページについて、広告可能事項が限定される広告に当たる旨の削除(新ガイドラインP5)

4. 第3 禁止される広告について (=改正後の法第6条の5第1項及び第2項関係)

- 「一日で全ての治療が終了します」といった表現等の現行のHPGLで虚偽とされる具体例を虚偽広告の例として整理(新ガイドラインP6)
- 比較優良広告について、事実であっても禁止される事項は最上級の表現その他優秀性について著しく誤認を与える表現に限定(新ガイドラインP6)
- 「活動実態のない団体による認定医師である旨」といった表現等の現行のHPGLで誇大とされる具体例を誇大広告の例として整理(新ガイドラインP7)
- 検討会での御議論を踏まえ、客観的事実であることを証明できない内容の広告の削除及び誇大広告と整理できる具体例の追加(新ガイドラインP8)
- 広告禁止事項として体験談、術前術後の表示を追加(新ガイドラインP8)
- 現行のHPGLにおいて誇大とされている「提供される医療の内容とは直接関係ない事項による誘引」について、他の具体例との並びを踏まえて、品位を損ねる広告に整理(新ガイドラインP9)

- 現行のH P G Lにおいて例示される健康増進法、不当景品類及び不当表示防止法及び不正競争防止法を例示に追加（新ガイドラインP 9）

5. 第4 広告可能事項の限定解除の要件等（＝法第6条の5第3項関係）

- 広告可能事項が限定されないウェブサイト等の要件である三つの要件の具体例等を追加（新ガイドラインP 10）

6. 第5 広告可能な事項について（＝法第6条の5第3項関係）

- 自由診療のうち広告可能な治療法を記載する場合に、これまで定めていた標準的な費用に加え、併用されることが通常想定される他の治療方法を含めた総額を記載することを追加（新ガイドラインP 22～23）

7. 第6 相談・指導等の方法について

- 現行のH P G Lにおいて例示される健康増進法を例示に追加（新ガイドラインP 29）

8. 第7 助産師の業務又は助産所に関する広告について

- 広告可能事項の限定解除の内容を追加。（新ガイドラインP 30）